

租税条約の特典制限条項（LOB）^{*1}

中山 清^{*2}

要 約

2004年に発効した新日米租税条約は、配当等の投資所得について源泉地国免税とするなど、従来のわが国の租税条約例から見て、大きな方針転換が行われた条約であるが、同条約では、わが国の締結した租税条約では初めて、包括的な「条約の特典制限条項 (limitation on benefits)・LOB」が規定された。また、本年2月に署名された新日英条約にも米国型の包括的な特典制限条項が規定されている。

本稿では、租税条約の濫用防止規定について、これまでのOECDでの議論、新日米条約より前のわが国の条約例における濫用防止規定、新日米条約、新日英条約の濫用防止規定を検討した上で、濫用防止規定のあり方について考察を試みた。

OECDのモデル条約のコメンタリーが示唆する租税条約の濫用防止策には、受益者概念アプローチ、透視アプローチ、課税対象アプローチ、チャンネル・アプローチ、除外アプローチなどがあるが、包括的な特典制限条項アプローチは、個人や上場企業などの「適格居住者」の要件を満足しない限り、条約全体の特典の適用を否定するもので、1989年の米独条約に規定されて以降、米国が締結した租税条約に規定されている。

わが国は新日米条約までは、国内法よりは軽減されているものの投資所得に対する源泉地国課税権を留保した条約が多く、また、いわゆるタックス・ヘイブン国とは、条約を締結してこなかったこともあり、包括的な条約の濫用防止規定は条約になかった。なお、OECDのモデル条約コメンタリーの示唆する受益者概念アプローチ、課税対象アプローチ、除外アプローチの規定が入った条約はこれまでもあり、また、1995年に発効した改定日仏条約では、一定の親子間配当について源泉地国免税にしたことに関連してその免税の適用要件として、特典制限条項が初めて規定された。

新日米条約の包括的な特典制限条項は、適格居住者の要件として、大別して、者単位の適格基準（個人、個人によってその株式の過半が所有されている法人、上場されている法人など）と所得単位の基準（居住地国において能動的な事業活動を行っているなど）を設けるとともに、これらの要件に該当しない場合でも、権限ある当局による認定によって条約の特典を付与する規定も設けられている。基本的には、米国が1989年の改定米独条約以降規定してきた条項とほぼ共通した内容である。

新日英条約の包括的な特典制限条項も基本的な内容は、新日米条約と同じであるが、者単位の適格基準については、課税ベース浸食テストを外す一方、同等受益者（日英条約と

*1 今回のフィナンシャル・レビュー本特集号のコンファレンスに参加し、新進気鋭の研究者や政策立案担当者・実務家のメンバーから多くの貴重なご教示をいただきました。森信財務総合政策研究所長及びメンバーの皆様、財務総合政策研究所の皆様にご心から御礼申し上げます。

*2 筑波大学大学院教授

同等の特典が規定されている等の要件を満たした条約をその居住地国が日本または英国と締結している国の居住者が対象）や目的型濫用防止規定（条約濫用目的の場合には条約の特典を適用しない）が入っている。

今後わが国は、他の条約相手国との間でも、新日米、新日英条約のような投資所得に対する源泉地国課税権を原則として免除した条約を締結していくことが予想されるが、その場合、条約の濫用防止規定の重要性は一層増すことになる。わが国が取るべき条約の濫用防止策のあり方については、新日米条約等の実際の運用状況や条約濫用の実態を踏まえつつ、税務執行のあり方も併せて検討していくことが必要であるが、効果的で、かつ納税者のコストも配慮した効率的な濫用防止の観点からは、適格居住者の要件をできるだけ客観的基準にする、効果的な情報交換が担保されない条約については、条約の特典利用手続をより厳格なものにすることなどが考えられる。

I. はじめに

租税条約の濫用防止の問題は、米国において、1950年代より、注目を受けるようになったが、わが国では、蘭領アンティルス諸島のような典型的なタックス・ヘイブンと条約を締結することもなく、投資所得について、源泉地国免税とするような条約も殆どなかったことから、近年に至るまで、重大な問題として取り上げられることはなかったといえる。

しかし、2004年に発効した新日米条約において、配当、利子、使用料について、原則として、

源泉地国免税とするという従来の条約例の方針を大幅に転換したことから、租税条約の濫用防止の重要性が急速に高まりつつある。

本稿では、租税条約の濫用防止の問題についての OECD の取り組みと新日米条約より前のわが国の条約にみる濫用防止規定について概観した上で、新日米条約における条約の特典制限条項の内容を新日英条約と比較検討する。最後に、新しい条約締結方針の下で、日本が採るべき、条約濫用防止策について検討する。

II. OECD のアプローチ

OECD は、1977年のモデル条約採択時に、受益者概念を採用するなど、租税条約の濫用の問題に取り組んできており、1986年には、条約の濫用防止策についての報告書¹⁾を発表した。同報告書及びそれ以降の OECD 加盟国間の議論を反映した濫用防止に関する OECD の考え方

が、OECD モデル条約の第1条コメンタリーに記載されている。

II-1. 受益者（beneficial owner）概念アプローチ

配当等の受取人が条約締約国の居住者であっ

1) OECD 「Double Taxation Conventions and the use of Base Companies」(1986年)、同「Double Taxation Conventions and the use of Conduit Companies」(1986年)。

でも、単に直接に受領しているだけでは条約の特典を適用しない。すなわち、配当等の受領者が支払者と真実の受領者の間に、名義人又は代理人のような名目的な受領者が介在している場合で、当該所得の受益者が締約国の居住者でない場合には、条約の特典を適用しない。実質的に所得が帰属する者が居住者であるかどうかで判断する²⁾。

このアプローチについて、第三国の居住者が条約締約国に法人を設立して行う条約の濫用に、どの程度有効か疑問である³⁾との指摘もある。

II-2. 透視（look through）アプローチ

締約国の居住者である法人であっても、当該締約国の居住者でない者により所有又は支配されている場合は、条約の特典を適用しない⁴⁾。

このアプローチは、条約相手国が、いわゆるタックス・ヘイブンで、実質的な企業活動がほとんど行われなような国であれば妥当するが、その場合でも、真正な経済活動には、条約を適用できるように規定を修正する必要があるとされている⁵⁾。

II-3. 課税対象（subject to tax）アプローチ

条約締約国の居住者である法人が、第三国の居住者によって所有又は支配されている場合は、条約の特典は、当該居住地国において課税対象となる所得のみに適用される⁶⁾。

このアプローチは、いわゆる基地会社（base

company)⁷⁾等を条約の適用の対象外にできるが、経済的合理性のある租税特別措置の適用を受ける法人に対する条約の適用まで排除する可能性があるため、当該居住地国で通常の課税の対象となる所得のみに条約の特典を適用する規定が必要となる。しかし、法人が費用を控除することにより所得を相殺できる仕組みを利用する「飛び石（stepping stone）」や「導管（conduit）」のような濫用スキームには対抗できない⁸⁾。

II-4. チャンネル・アプローチ

締約国の居住者である法人（甲）が、非締約国の居住者（乙）によって所有又は支配されている場合で、甲が受け取る所得の50%以上が、乙に対する債務の支払いに当てられる場合は、条約の特典を適用しない。「課税ベース浸食基準（テスト）（base erosion test）」ともいわれる。

このアプローチをとる場合、通常の事業活動を行っている場合も、条約の特典の適用を否定することになるので、次に述べるような真正条項による補完が必要になる⁹⁾。

II-5. 真正条項

上記の各種アプローチをとると、条約の不正利用を目的としていない、真正なケースにも条約の特典の適用を制限・否定することになる。そのため、以下の条項によって、真正なケースには条約の特典の適用を確保する¹⁰⁾。

2) OECD モデル第1条コメンタリー・パラグラフ10, 同第10条コメンタリー・パラグラフ12, 同第11条コメンタリー・パラグラフ8, 同第12条コメンタリー・パラグラフ4. 1-2。本庄資『租税条約』245頁（税務経理協会・2000年）。

3) 谷口勢津雄「租税条約の濫用」『国際租税法の研究』163頁（法研出版、1990年）。

4) OECD モデル第1条コメンタリー・パラグラフ13

5) 前掲注4・パラグラフ14

6) 前掲注4・パラグラフ15

7) 前掲注1のOECDの報告書には、base company について、明確な定義はないが、源泉地国からの所得を居住地国で直ちに課税されないよう、第三国（通常軽課税国であることが多い。）に設立した法人に所得を留保するスキームに利用される当該第三国の法人と定義する。

8) 本庄・前掲注2・246項, 前掲注4・パラグラフ16

9) 本庄・前掲注2・247項, 前掲注4・パラグラフ17

10) 前掲注4・パラグラフ19

Ⅱ－５－１．一般的な真正（bona fide）条項

法人の事業の目的等が健全なもので、条約の特典利用が主要な目的でないことが立証された場合は、条約の濫用防止規定は適用せず、条約の特典を適用する。

Ⅱ－５－２．活動条項

法人が居住地国で実質的に事業活動をしていて、条約の特典が当該活動に関連する所得に係るものである場合には、条約の特典を適用する。

Ⅱ－５－３．税額条項

条約の特典の適用により源泉地国で軽減される税額が、法人の居住地国で実際に課される税額を超えない場合には、条約の特典を適用する。

Ⅱ－５－４．上場条項

法人の主たる種類の株式が公認証券取引所に上場されているか、公認証券取引所に上場されている法人によってその主たる株式の100%が所有されている場合には、条約の特典を適用する。

Ⅱ－５－５．派生的受益者（alternative relief）条項

上記Ⅱ－４のケースで、乙の居住地国（第三国）(C)が源泉地国(A)と甲の居住地国(B)間の条約と同等以上の特典を持つ条約を源泉地国と締結している場合は、AB条約の特典を乙によって所有又は支配されている甲に適用する。

Ⅱ－６．包括的な特典制限条項（limitation on benefits）アプローチ

条約の特典が適用される「適格居住者」の要件を満足しない限り、条約全体の適用を否定する。個々の条項ではなく包括的に適用する。適格居住者の具体的な要件は以下のとおり¹¹⁾。

Ⅱ－６－１．者単位の基準

- (1) 個人
- (2) 適格政府団体
- (3) その主たる種類の株式が公認証券取引所に上場され、かつ、公認証券取引所において通

常に取り引されている法人（公開会社）

- (4) その議決権の総数及び又は株式総額のうち50%以上が上記(3)の公開会社に該当する法人5社以下によって直接又は間接に所有されている法人。間接的な保有の場合には、中間に介在する保有者のそれぞれがいずれかの締約国の居住者である必要がある。

- (5) 慈善団体その他の非課税団体。年金信託など年金等を給付することだけを目的に設立された団体の場合には、当該年金の受給者の50%超がいずれかの締約国の個人居住者である場合に限る。

- (6) 個人以外の者で

A 課税年度中の半分以上の期間、上記(1)、(2)、(3)及び(5)によって、その議決権の総数及び株式若しくは受益的権益の価額の50%以上を所有されていて、かつ、

B 当該課税年度中に当該者により第三国の居住者に対して直接又は間接に支払われた、又は、支払われるべきもので、その居住地国で所得の計算上控除できるものの額が当該者の総所得に占める割合が50%未満であること。ただし、役務又は有形資産の対価として事業の通常の方法で行われる独立企業間価格による支払、及び、銀行に対する金融上の債務に係る支払（第三国の居住者である銀行の場合には、当該支払がいずれかの締約国にある当該銀行の恒久的施設に帰せられるときに限る）は除かれる。

Ⅱ－６－２．所得単位の基準

- (1) 上記Ⅱ－６－１の適格居住者の基準に該当しなかった場合でも、一方の締約国の居住者がその居住地国において、事業を行っている場合で、かつ、他方の締約国から取得した所得が当該事業に関連するか、付随的なものであり、当該居住者が条約の他の要件を満たしている場合には、条約の特典が適用される。

11) 前掲注4・パラグラフ20。米国の条約締結方針であり、1996年に公表された米国財務省モデル条約にも同様な規定が入っている（第22条）。また、国内法にも関連規定がある（Internal Revenue Code（以下「IRC」という。） § 884(e)）。

なお、当該事業が自己勘定のために投資を行い又は管理する活動である場合（商業銀行の行う銀行業等を除く）には、条約の特典は適用されない。

- (2) 当該居住者又はその関連会社等が他方の締約国において事業を行うことで取得した所得については、当該居住者が居住地国で行う事業が、条約相手国で行う事業との関係において実質的なものである場合に限り、上記(1)が適用される。
- (3) (1)の適用上、当該居住者がその居住地国で事業を行っているかどうかの判断に当たっては、当該居住者がパートナーであるパートナーシップ及び当該居住者の関連者又は子会社、兄弟会社等が行う活動は、当該居住者によって行われるものとみなす。

II-6-3. 不均一分配株式に係る特則

一方の締約国の居住者である法人又はその法人を支配する法人が発行済みの株式に関して、

- (1) 他方の締約国から稼得した所得について、その株式の保有者がその条件・取極めがなければ本来受け取るべき部分よりも多い部分（不均一な部分）を受け取ることができるように定めた条件・取極めに服しており、かつ、
- (2) 議決権の総数及び株式価額の総額の50%以上が適格居住者でない者によって保有されている

場合は、その不均一な部分の所得に対して、条約の特典を適用しない。

II-6-4. 権限ある当局による認定

上記II-6-1～3の基準に該当せず、条約

の特典が適用されない場合でも、他方の締約国（源泉地国）の権限ある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が条約の特典の適用を受けることをその主たる目的には含んでいないと認定した場合には、条約の特典を適用する。

II-7. 除外アプローチ

租税が減免されている特定の種類の法人に、条約の特典を適用しない。この場合、特典を適用しない所得を配当、利子、譲渡収益、役員報酬等に限定することも考えられる。

このアプローチは、条約相手国の権限ある当局の協力が必要になる場合もあるが、基準が明確で適用も単純である¹²⁾。

II-8. 租税が減免されている特定所得に係る特典制限条項アプローチ

源泉地国における実質的な存在を要求されない活動から生じる投資所得のような受動的な所得や銀行業などの活動からの所得が租税の減免等の優遇措置を受けており、かつ、効果的な情報交換が妨げられている場合には、条約の特典を適用しない¹³⁾。

II-9. 特定の種類の所得の源泉課税に係る「濫用防止」(anti-abuse) アプローチ

源泉地国課税が制限されている配当、利子、使用料、その他所得について、条約の特典の適用を受けることを主たる目的として、取引を行った場合には、特典を適用しない¹⁴⁾。

Ⅲ. わが国のこれまでの条約にみる濫用防止規定

新日米条約までは、投資所得に対する限度税

率も概ね国内法上の源泉徴収税率の半分程度で、

12) 前掲注4・パラグラフ21-21. 1

13) 前掲注4・パラグラフ21. 3

14) 前掲注4・パラグラフ21. 4

また比較的均質な条約を締結してきたわが国はその条約締結方針自体が濫用防止の機能がある意味で果たして来たともいえるが、新日米条約より前の条約の濫用防止のための個別規定を見ると以下のとおりである。

Ⅲ－１．日中条約第10条（受益者概念アプローチ）

1977年の OECD モデル条約によって導入されたこの受益者概念は、OECD モデル条約以降にわが国が締結した二国間条約の多くに見られる。

Ⅲ－２．日・シンガポール条約第22条1項（課税対象アプローチ）

上記の OECD アプローチとは要件が異なり、むしろ本来の意味での課税対象アプローチ（問題となる所得が居住地で課税の対象となる場合に限って条約の特典を適用する）といえる。この条項は、シンガポール税法が、シンガポール居住者の国外源泉所得のうち、シンガポールに送金され又はシンガポール内で受領された所得についてのみ課税することから、日本源泉所得でシンガポールに送金されない又はシンガポール内で受領されない所得については条約の特典を適用しないとすもの¹⁵⁾。

Ⅲ－３．日・ルクセンブルグ条約第25条（除外アプローチ）

ルクセンブルグの持株会社は、ルクセンブルグの国内法により租税が減免されていることから、条約の課税に関する規定を適用しないとすもの。日・シンガポール条約第22条2項も同様の趣旨の規定で、たとえば、事実上シンガポールの国内法上の優遇措置により、租税が免除

されており、かつ、シンガポールにおいて実体を有して実際の活動を行っていないときには、当該シンガポール居住者（個人以外）の取得した日本源泉所得には、条約の特典を適用しない¹⁶⁾。

Ⅲ－４．日仏条約第10条3項（配当にかかる特典制限条項アプローチ）

1995年に全面改定された（1995年署名）日仏条約は、日本の条約として初めて一定の要件を満たした親子間配当について、源泉地国免税とした¹⁷⁾。それに併せ、包括的な特典制限条項ではなく、源泉地国免税の対象となる親子間配当の受益者を「適格居住者」に限定する特典制限条項を設けた¹⁸⁾。

日仏条約の特典制限条項と OECD の包括的な特典制限条項アプローチを比較すると、適格居住者の定義については、上記 OECD アプローチや後述する新日米条約の規定と共通する部分が多いが、相違点としては、日仏条約が特定所得に限定している以外に、日仏条約は、①受益者を法人だけに限定している。②適格居住者の客観的基準に該当しない場合にも条約の濫用の恐れがない場合に条約の特典の適用を認める真正条項のうち上記Ⅱ－５－４の上場条項とⅡ－５－５の同等受益者規定しかない。つまり実質的に事業活動を行っている場合などの活動基準もない。③所有要件についても課税ベース浸食テストがない。④権限ある当局による救済規定がない。⑤不均一株式の規定がない¹⁹⁾。

Ⅲ－５．日・南アフリカ条約第22条（濫用防止アプローチ）

条約の特典を享受することを主たる目的として一方の締約国の居住者になった者（個人を除

15) 国税庁「平成6年改正税法のすべて」・266頁。同様の規定として、日英条約第5条。

16) 前掲注15・266頁

17) 1970年に署名された日・ザンビア条約は全ての配当について源泉地国免税としている。

18) この日仏条約における特定の所得に関する特典制限条項は、同様に親子間配当免税に改定した日・メキシコ条約（1996年署名・新規締結）、日・スウェーデン条約（1999年署名・部分改定）にも規定されている。

19) 日仏条約議定書第5項が類似した目的を持っている。

く）については、条約の課税に関する規定を適用しないとしている。上記Ⅱ－９のアプローチを一般化したものといえる。

Ⅳ．新日米租税条約

上述したように、新日米租税条約（以下「新条約」という。）では、わが国の条約上初めて包括的な特典制限条項が入った。新条約第22条に規定する適格居住者の要件は次の通り。この適格居住者のみが新条約の特典を受ける権利を有する。

Ⅳ－１．適格者基準（者単位の適格基準）（１項）

一方の締約国の居住者である

Ⅳ－１－１．個人

Ⅳ－１－２．締約国、地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、連邦準備銀行

Ⅳ－１－３．特定の公開会社

その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価証券市場²⁰⁾に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場で通常取引されている²¹⁾法人

Ⅳ－１－４．公開会社の関連会社

その各種の株式の50%以上が、上記Ⅳ－１－３の要件を満たす５社以下の公開会社により直接又は間接に所有されている法人。間接的な所有の場合には、中間に介在する所有者のそれぞれが適格居住者である必要がある。

Ⅳ－１－５．公益団体

新条約第４条第１項(C)に規定されている公益団体

Ⅳ－１－６．年金基金

その受益者、構成員又は参加者の50%を超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金

Ⅳ－１－７．

個人以外の者で、

- (1) その者の各種類の株式その他の受益に関する持分の50%以上が上記Ⅳ－１－１～３，５，又は６に該当する当該いずれか一方の居住者により直接又は間接に所有されており（支配基準）、かつ、
- (2) 当該課税年度において、その者の総所得(売上総利益)のうち、課税所得の計算上控除できる支出により、いずれの締約国の居住者にも該当しない者に対して支払われた又は支払われるべきもの（役務または有体財産の対価として事業の通常の方法において行われる独立企業間価格による支払及び商業銀行に対する金融上の債務に係る支払（第三国の居住者である銀行の場合には、当該支払に係る債権がいずれかの締約国内にある当該銀行の恒久的施設に帰せられるときに限る）は含まれない）の額の占める割合が50%未満（課税ベース侵食基準）である者

Ⅳ－２．能動的事業活動基準（所得単位の適格基準）（２項）

上記Ⅳ－１の適格居住者の基準に該当しなかった場合でも、居住地国において営業又は事業の活動を行っている場合で、かつ、条約相手国において取得する所得が当該事業に関連するか付随的なものであり、当該居住者が、条約の特典を受けるために別に定める要件を満たしている場合には、条約の特典が適用される。なお、

20) 新条約第22条５項(b)に定義されている。

21) 新条約議定書第11項に「通常取引される」の意味が説明されている。

自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動（商業銀行の行う銀行業等を除く）は、上記の「営業又は事業の活動」から除外される。

ただし、条約相手国における事業活動等から所得を得る場合、居住地国において行う営業又は事業の活動が、条約相手国での事業との関係で、実質的なものでなければ、条約の特典は適用されない。つまり、居住地国での営業又は事業の活動にある程度の規模がなければならないであろう。

IV－３．権限ある当局による認定（４項）

上記IV－１，２の基準には該当しないが、条約の特典についての要求を受ける締約国の権限ある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこの条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定する時は、条約の特典の適用を受けることができる。

IV－４．基準認定年度（３項）

IV－４－１．源泉徴収課税に関する上記IV－１－４の公開会社の関連会社基準及び上記IV－１－７(1)の支配基準の判定

- (1) 所得の支払日が課税年度終了の日である場合には、当該課税年度を通じて基準が満たされていること。
- (2) 支払日が課税年度終了の日以外の日である場合には、当該課税年度中の支払日に先立つ期間及び当該課税年度の直前の課税年度を通じて満たされていること

IV－４－２．源泉徴収課税以外の場合の上記IV－１－７(1)の支配基準の判定

所得の支払いの行われる課税年度の総日数の半数以上の日において満たされていること

IV－４－３．上記IV－１－７(2)の課税ベース浸食基準の判定

- (1) 日本の源泉徴収課税については、所得の支払いの行われる課税年度の直前３課税年度につき満たされていること
- (2) 米国においては、所得を取得する課税年度（進行年度）において満たされていること²²⁾

以上の包括的特典制限条項は、米国が1989年の米独条約以降締結してきた他の国との条約²³⁾中の特典制限条項と比較した場合、主要な項目についてはほぼ共通した内容となっている。

新条約の適格居住者の基準を要約すれば、原則として、条約相手国（源泉地国）から見ると、居住地国の居住者である個人、公認の有価証券市場に上場されている法人等、又は、それらによって過半数の株式が所有される法人等が適格居住者になるが、第三国の居住者によって過半数の株式が所有されている法人等でも、居住地国で実際の営業・事業活動を行っている場合には、条約の特典を適用する。それでも条約の特典の適用を受けることができない場合には、権限ある当局が、条約の濫用が主目的でないと認定した場合に条約の特典が適用されることになる。

また、上記II－６のOECDの包括的な特典制限条項と比較しても、大要、類似している。不均一分配株式については、主たる種類の株式と同様に公認の有価証券市場で上場・取引されていること及び不均一分配株式も含めた各種種類の株式それぞれについて50%以上の支配基準を満足させることを要件としているが、OECDアプローチと同様の効果があるといえる。なお、条約の規定自体は、理解しやすさの点からもOECDアプローチより洗練されていると考えられる。

IV－５．上記の特典条項以外の条約濫用防止関連規定

IV－５－１．「受益者」概念（第10条２項，第

22) 浅川雅嗣『コンメンタール改訂日米租税条約』200－202頁（大蔵財務協会，2005年）

23) 米蘭，米仏，米英条約等。

11条2項, 第12条1項他)

IV-5-2. 導管取引への条約の特典の不適用
(第10条11項, 第11条11項, 第12条
5項, 第21条4項)

既に述べたとおり, 受益者すなわち所得が実質的に帰属する者に対してのみ条約の特典が適用されるが, この導管取引にかかる濫用防止規定は, 上記IV-5-1の受益者に該当しない者の典型例を示している。この濫用防止規定は, 所得の受領者が, 当該所得と同種の所得を第三国居住者に支払うこととされていて, かつ2つの支払の間に条件関係が認められる場合には, 当該所得の受領者を受益者とせず, 条約の特典を適用しない(上記OECDアプローチのII-4のチャンネル・アプローチ)。

具体的には, 以下の要件を満たした場合, 導管取引として条約の特典を適用しない²⁴⁾。

- (1) 優先株式に係る配当の受領者が自ら優先株式を第三国居住者に発行していること
- (2) 当該受領者が保有する優先株式と当該受領者が第三国居住者に発行した優先株式とが同等であること²⁵⁾
- (3) 第三国居住者がかかる優先株式を保有していなければ, 当該受領者が当該配当の支払の基となった優先株式を保有することがなか

ったであろうと認められること

- (4) 当該第三国居住者が当該配当の源泉地国と当該第三国との租税条約に基づき, 日米条約に基づく特典と同等か又はより有利な特典を得られる立場にないこと

IV-5-3. ペイスルー (pay through) 法人
への配当の減免特典の適用制限²⁶⁾
(第10条4, 5項)

ペイスルー法人とは, 設立国の税法に基づく課税所得の計算上, 支払配当の損金算入が認められる法人のことをいい, 米国では, 投資規制会社²⁷⁾, 不動産投資信託²⁸⁾(第10条4項)が, 日本では, 特定目的会社, 投資法人, 特定信託(同5項)が該当する。

ペイスルー法人に対する投資については, 仮に親子間配当の要件を満たしたとしても, ポートフォリオ配当に対する限度税率10%(年金基金が受益者の場合は免税)が適用される²⁹⁾。なお, 不動産に対する投資にペイスルー法人が用いられる場合にも, 軽減税率等を適用すると, 新条約第6条で不動産所得について, 不動産所在地国の国内法による課税権を認めている趣旨に反することになる³⁰⁾ため, 米国の不動産投資信託及び日本のペイスルー法人でその有する資産のうち日本国内に存在する不動産の構成割合

24) 米国財務省の Technical Explanation (以下「TE」という。)によれば, この規定は日本側の要望により入れた。米国は, 国内法 IRC7701 reg 1. 881-3 に詳細かつ広範な anti-conduit rule を持ち, この国内法の規定は, 条約の規定に制限されない。

なお, わが国財務省の交渉担当者によれば, 優先株式以外を使った場合が直ちに問題なしとなるわけでない(前掲注22・115頁)が, 米国財務省の TE によれば, 配当と利子というように種類が違った場合は本項の適用なしと説明している。

25) 第三国居住者が当該居住者の優先株式を全て所有する場合に限定されない。前掲注22・114頁

26) この規定は, 条約の濫用防止そのものを目的とした規定とはいえないかもしれないが, 不動産投資にペイスルー法人が用いられる場合の規定は, 新条約第6条の適正な適用を確保するためのものであるため取り上げた。

27) Regulated Investment Company (RIC)。IRC § 851

28) Real Estate Investment Trust (REIT)。IRC § 856

29) 条約は, 親子間配当について, 免税又は5%の限度税率を規定しているが, これは, 親子間配当が直接投資としての性格を有していることを踏まえた措置である。ペイスルー法人については, 支払配当の損金算入が認められるため, または直接投資の性格が希薄であるため, 親子間配当の免税・軽減税率を適用しない。

浅川・前掲注22・106頁。

30) 浅川・前掲注22・107頁

が50%を超えるものについては、条約の特典を適用せず、国内法どおり課税する。

ただし、

- (1) 配当の受益者がペイスルー法人の10%以下の持分を有する個人又は年金基金である場合、
- (2) 配当がペイスルー法人の一般に取引される種類の持分に関して支払われ、かつ、当該配当の受益者が当該法人のいずれの種類の持分についてもその5%以下の持分を保有する者である場合

- (3) 配当の受益者がペイスルー法人の10%以下の持分を保有する者であり、かつ、当該法人が分散投資をしている場合
- のいずれかに該当する場合は、10%の限度税率（受益者が年金の場合は免税）が適用される。

Ⅳ－５－４．不動産化体株式等の譲渡収益に対する源泉地国課税（第13条2項）

第13条1項により、不動産の所在地国は、条約相手国の居住者が当該不動産の譲渡収益を稼得した場合に、国内法に従い課税できる。一方、不動産所在地国の法人でその資産の価値の大半

が不動産である場合に当該法人の株式を譲渡すると、実質的に不動産自体の譲渡に類似することになる。そこで、第13条2項では、法人の有する資産の価値の50%以上が当該法人の居住地国の不動産により直接又は間接に構成される場合、当該法人の株式の譲渡収益について、当該不動産の所在地国（当該法人の居住地国）が国内法に従い課税できることを規定している³¹⁾。

なお、当該株式が公認の有価証券市場において取引されていて、かつ、譲渡者及びその特殊関係者が所有する株式がその発行済み株式の総数の5%以下の場合は、除外される。この不動産化体株式の譲渡収益に対する源泉地国課税権を認めた条約としては、不動産化体株式の定義等にかかる規定ぶりは異なるが日仏条約等がある³²⁾。また、平成17年度税制改正で、不動産化体株式等の譲渡所得課税の規定が創設された（所得税法施行令第280条2項5号、同291条1項4号・同8項～12項、法人税法施行令第177条2項5号、同187条1項4号・同8項～12項）。

V．新日英条約

本年2月2日に署名された新条約は、配当、利子、使用料について、日米同様の源泉地国免税等を規定している。

V－１．新日英条約第22条

V－１－１．『適格者』基準（者単位の適格基準）（2項）

一方の締約国の居住者である

- (1) 個人

- (2) 適格政府機関（締約国、地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、イングランド銀行、締約国若しくは地方政府若しくは地方公共団体が直接又は間接に全面的に所有する者（7項(a)）

- (3) 特定の公開会社

その主たる種類の株式（不均一株式の要件なし（(4)も同じ））。が公認の有価証券市場³³⁾に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券

31) 浅川・前掲注22・147頁

32) 日仏条約第13条3項は、「不動産を主要な財産として直接又は間接に所有する」という規定になっている。
日仏条約以外に不動産化体株式の譲渡収益に源泉地国課税権を認めている条約としては、日・フィリピン条約、日・シンガポール条約、日越条約、日墨条約がある。

33) 新日英条約第22条5項(b)に定義されている。

- 市場で通常取引されている³⁴⁾法人
- (4) 公開されている特定の者
個人又は法人以外の者でその主たる種類の
持分証券が有価証券市場³⁵⁾に上場又は登録さ
れ、かつ、公認の有価証券市場で通常取引さ
れている者
- (5) 年金基金又は年金計画又は公益団体
その受益者、構成員又は参加者の50%を超
えるものがいずれか³⁶⁾の締約国の居住者であ
る個人である年金基金又は年金計画に限る
- (6) 個人以外の者で、その者の議決権の50%以
上に相当する株式その他の受益に関する持分
が上記(1)～(5)に該当するいずれか一方の締約
国の居住者が直接又は間接に所有されている
場合³⁷⁾
- (7) 信託財産又は信託財産の受託者で、当該信
託財産の受益に関する持分の50%以上が上記
(1)から(5)までの適格者又は同等受益者（V－
1－6(2)参照）によって所有されている場合
- V－1－2. 『同等受益者』基準（3項）**
一方の締約国の居住者である法人が上記V－
1－1の適格者に該当しない場合でもその議決
権株式の75%以上に相当する株式を7（人又は
社）以下の「同等受益者」（V－1－6(2)参照）
が所有している場合で、かつ、各条項の要件を
満たす場合、条約の特典が適用される。
- V－1－3. 能動的事業活動基準（所得単位の
適格基準）（5項）**
- (1) V－1－1～2の適格居住者の基準に該当
しない場合でも、一方の締約国の居住者が居
住国において事業を行っている場合で、かつ、
他方の締約国から取得した所得が当該事業に
関連するか付随的なものである場合で、当該
居住者が、条約の特典を受けるために別に定
めるに関する要件を満たしている場合、条約
の特典が適用される。なお、自己の勘定のた

- めに投資を行い又は管理する活動（銀行によ
る銀行業等を除く）は、上記の「営業又は事
業の活動」から除外される。
- (2) 条約相手国における事業活動等から所得を
得る場合、居住地国において行う営業又は事
業の活動が条約相手国での事業との関係で、
実質的なものである場合に限り、上記(1)は
適用される。
- (3) (1)の適用上、当該居住者がその居住地で
事業を行っているかどうかの判断に当たって
は、当該居住者が組員である組合及び当該
居住者の関連者（子会社又は兄弟会社等）が
行う活動は、当該居住者によって行われるも
のとみなす。

V－1－4. 権限ある当局による認定（6項）

上記V－1－1～3の基準には該当しないが、
条約の特典についての要求を受ける締約国の権
限ある当局が、当該居住者の設立、取得又は維
持及び遂行がこの条約の特典を受けることをそ
の主たる目的の一つとするものでないと認定す
る時は、条約の特典の適用を受けることができ
る。

V－1－5. 基準認定年度（4項）

上記V－1－1(5)～(7)及び上記V－1－2の
支配基準の判定期間

- (1) 源泉徴収課税については、所得の支払日に
先立つ12ヶ月を通じて基準が満たされている
こと
- (2) 源泉徴収課税以外の場合については、所得
の支払いの行われる課税年度又は賦課年度の
総日数の半数以上の日において基準が満たさ
れていること

V－1－6. 用語の定義（7項）

- (1) 公認の有価証券市場³⁸⁾
- A ロンドン証券取引所他
- B 日本の証券取引法に基づき設立された証

34) 新日英条約議定書第11項に「通常取引される」の意味が説明されている。

35) 新日英条約第22条5項(b)に定義されている。

36) 新日米条約の該当部分と比較して、より明確な記述となっている。

37) 課税ベース浸食テストがない。

38) 新日米条約では、日米の2カ国の有価証券市場のみ掲名されている。

租税条約の特典制限条項（LOB）

券取引所又は証券等協会により設立された
有価証券市場

C EU 域内の証券取引所，スイス証券取引
所，ニューヨーク証券取引所，ナスダック
市場，ヨハネスブルク証券取引所，シンガ
ポール証券取引所，シドニー証券取引所，
トロント証券取引所

D 両締約国の権限ある当局が公認の有価証
券市場として合意するもの

(2) 同等受益者

A 日英条約の特典が要求される締約国（日
英のいずれかが源泉地国である場合のその
国）その間に租税条約を締結している国の
居住者であって，以下の3要件を満たす場
合

- a. その租税条約が実効的な情報交換に関
する規定を有していること，
- b. 当該居住者が租税条約の特典条項に基
づき適格者に該当すること（特典条項が
ない場合には，日英条約の適格者の基準
に該当すること），
- c. 配当等に対する源泉地国課税が日英条

約と同等かそれ以下であること

B 日英条約の上記V-1-1(1)から(5)の適
格者

V-2. 上記の特典条項以外の条約濫用防止関
連規定³⁹⁾

V-2-1. 「受益者」概念（第10条2項，第
11条2項，第12条1項他）

新日米条約及び他のわが国の条約例にも見ら
れるものと同じ。

V-2-2. 導管取引への条約の特典の不適用
（第10条8項，第11条9項，第12条
5項，第21条4項）

新日米条約の第10条11項等と同じ。

V-2-3. 条約濫用目的の場合の条約の特典
の不適用（目的型濫用防止規定）（第
10条9項，第11条10項，第12条6項，
第21条5項）

第10条9項

「配当の支払の基因となる株式その他の権利
の設定又は移転に関与した者が，この条の特典
を受けることを当該権利の設定又は移転の主た

○ 日米条約と日英条約の濫用防止規定の相違点⁴⁰⁾

	新日米条約	新日英条約
間接所有の要件	中間所有者も適格居住者でなければ ならない。	特に制限なし。
派生的受益者条項	なし	あり
課税ベース浸食テスト	あり	なし
公認有価証券市場	日米の取引所のみ	日英以外の取引所も含む
不均一分配株式	上場，保有要件の対象	対象外
導管取引防止規定	あり	あり
目的型濫用防止規定	なし	あり

39) 他にペイスルー法人の場合の配当条項不適用（第10条4項），非永住者に関する規定（第4条4項），不動産
産化体株式の譲渡収益の源泉地国課税（第13条2項）がある。

40) 新日英条約は，特典制限条項の適用を第7条（事業所得），第10条3項（配当），第11条3項（利子），第
12条（使用料），第13条（譲渡収益）及び第21条（その他の所得）に限定している。このことによる新日米
条約との実質的な差としては，源泉地国免税ではなく軽減税率の適用される配当及び利子について，適格居
住者であることを要件としないことがある。他に，公開会社の関連会社，信託について相違点がある。他に，
公開会社の関連会社，信託について相違点がある。

る目的の全部又は一部とする場合には、当該配当に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。」

この規定は、英国の条約締結方針と考えられるもので、英国国内法の租税回避行為否認規定

と関連している。英仏条約（2004年署名・未発効）にもほぼ同じ内容の規定がある。なお、英米条約（2001年署名、2002年改定）には、該当する規定はない。

VI. 今後の課題

I章で述べたように、今後、わが国は、新日米条約のような投資所得の源泉地国課税権を大幅に制限した方針に基づく条約改定を進めていくことが予想される⁴¹⁾が、その場合、なんらかの条約の濫用防止規定を条約中に置くことが必要になる。必ずしも、新日米条約型のアプローチが適切とは限らないであろう。また、EU加盟国との条約改定では、ローマ条約との関係などEU独自の問題への対処も必要となろう。本章では、今後の条約改定を念頭に置きつつ、濫用防止規定を考えていく上で留意すべき点、濫用防止規定を実効性あるものにするための方策等について検討する。

VI-1. 濫用防止規定策定に当たっての留意すべき点

投資所得の源泉地国免税を内容とする租税条約を増やしていけば、以下のことが予想される。

VI-1-1. 第三国居住者等にとって条約を濫用する誘因の増加

- (1) アジア地域で唯一日本だけが、投資所得の源泉地国免税の条約を米国及び英国と締結していること、
- (2) 米国が条約を未締結の国⁴²⁾とも条約を締結していること、
- (3) 既存の条約にはみなし外国税額控除を認め

るものがあること⁴³⁾、

から今後は、国際的な租税回避ないしタックス・プランニングを考える上で日本が重要になることも予想される。したがって、今後、より実効性のある濫用防止規定及びチェック体制が必要になると考えられる。

VI-1-2. 角を矯めて牛を殺さない

濫用防止策を考える上で、納税者が濫用的取引を行おうとしていると安易に仮定してはならず⁴⁴⁾、二重課税を排除するために租税条約に定められた締約国の義務を遵守しなければならないことは言うまでもない。そのためには、①納税者、居住者の予測可能性、法的安定性の確保を重視すべきであるとともに、②納税者、源泉徴収義務者及び税務当局のコストも考慮されなければならない。仮に明確な基準が示されても、その適用手続が複雑で煩瑣である場合、二重課税の防止による経済交流の促進という租税条約の目的が減殺されてしまうことになる。換言すれば、条約のより適正な適用を目指す余り、条約本来の目的を阻害することは、まさに角を矯めて牛を殺すことになる。

条約の特典の適用を受けるために納税者のコスト及びそれに対応するための税務当局のコストについては、新日米条約はまだ発効して2年が経過した段階であり、どの程度の負担になっ

41) 浅川雅嗣「日米新租税条約の署名について」ファイナンス2004年1月号・15頁。

42) 米国は、たとえば、アジア地域では、シンガポール、マレーシア、ベトナムとは通常の租税条約を締結していない。わが国は、これらの国と租税条約を締結している。

43) 日本は、アジア諸国の中でも無形資産にかかる法的な保護が司法手続も含め充実しているといえよう。

44) 前掲注4・パラグラフ9.5

ているのかを検証することはできないが、権限ある当局による認定を求める件数の推移も有益な検討の材料を提供することになろう。詳細な適格基準を満たすことができない場合でも、条約の濫用を目的としていない居住者には、権限ある当局の認定によって、条約の特典の適用を認めるメカニズムは重要である。しかし、この権限ある当局による認定は、納税者及び当局の双方にとってのコスト増加につながることであり、仮に、権限ある当局による認定を求める件数が多い場合は、特典制限条項の基準自体の見直しも必要になってくるであろう。

VI-2. 濫用防止規定を実効性あるものにするために必要な方策

VI-2-1. 居住者証明制度

欧州のいくつかの国⁴⁵⁾では、条約相手国の居住者が条約の特典の適用を求める場合にその居住地国の税務当局による居住者証明を求めている。わが国では、改定日仏条約（1995年署名）の議定書第19項に、相手国の権限ある当局⁴⁶⁾による居住者証明の発行を要求できる規定が入り、租税条約の実施に伴う特例等に関する省令（以下「実特省令」という。）について所要の改正（平成8年度税制改正）が行われた（実特省令第2条3項）。さらに、新日米条約の締結を受けて、平成16年度及び17年度の税制改正で、実特省令の整備が行われた。

(1) 平成16年度税制改正

わが国に対して条約特典の適用を求める条約締約国の居住者に対して、その居住地国の権限ある当局による「居住者証明書」の提出を求めることができるようにする等の規定の整備が行われた（実特省令第2条の2～5、同第9条の2～9）。具体的には、配当・利

子・使用料が租税条約の規定により免税となる場合、条約相手国の適格居住者は免税の特典の適用を受けることを希望する場合には、権限ある当局による居住者証明を添付して租税条約の届出書を提出することが必要になった⁴⁷⁾。濫用防止規定の実効性を高める上で評価すべき改善といえる。

(2) 平成17年度税制改正

条約相手国の居住者にとって、日本に複数の源泉徴収義務者がいる場合には、各源泉徴収義務者に、租税条約に関する届出書を提出し、その届出書には、居住地国の権限ある当局の発行する居住者証明書を添付する必要があるが、届出書提出時に源泉徴収義務者に居住者証明書の原本を提示することにより、証明書の添付を省略することのできる特例が設けられた（実特省令第9条の10）。米国居住者及びわが国の源泉徴収義務者により適正に運用される限り、納税者、源泉徴収義務者、税務当局のコストを考慮した現実的な対応といえる。

VI-2-2. 米国の適格仲介者（Qualified Intermediary）制度

米国では、1982年の「Tax Equity and Fiscal Responsibility Act」に基づき、条約の特典の適用を求める条約相手国の居住者に居住地国の税務当局の発行する居住者証明を添付することを義務付ける規則案を公表したが金融界等からの反発もあり、撤回された。その後米国では、第三国居住者や自国居住者による条約の不正利用を防止するため、米国に投資する外国の居住者にも納税者番号の取得を義務付けることが1990年代前半に検討された。しかし、この案も金融界、外国投資家等からの反発により、撤回された。結局、適格仲介者（Qualified Intermediary

45) 独、仏など。

46) 日仏条約では、権限ある当局以外に適当な当局による証明書の発行も認めている。議定書19項。なお、1995年に発効した改定日・シンガポール条約の交換公文第5項にも、シンガポールの権限ある当局による居住者証明の発行に関する規定がある。

47) 平成16年度改正では、特典制限条項のある条約（現時点では新日米条約のみ）については、届出書に加えて、「特典条項に関する付表」（様式17）も、その内容を確認できる書類を添付して提出する必要がある。

・以下「QI」という。)⁴⁸⁾を通じた条約の特典の適用手続が採用され、今日に至っている。この制度では、従来は、米国有価証券に投資する非居住者の投資家について、米国の源泉徴収義務者が最終受益者の居住地を示す証拠書類を入手し保管しなければならなかったのに対し、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service・以下「IRS」という。）との間で QI 契約を締結した外国の金融機関（米国金融機関の外国支店を含む。）が米国の源泉徴収義務者に代って、非居住者である受益者が条約の特典の適用を受けることができる条約相手国の居住者かどうかを確認し、源泉徴収も行う⁴⁹⁾という仕組みになっている。IRS から特別な要求がない限りは、QI は当該非居住者に関する情報を提供する必要がない。この制度は米国への資金流入を阻害することなく、条約の濫用を防止することを目指したもののといえる⁵⁰⁾。

VI-2-3. わが国は今後どのような手続を採用すべきか。

(1) QI 制度を採用すべきか

条約の特典の適用を求める相手国の居住者等が適格居住者か否かの確認を相手国の金融機関に任せる米国の適格居住者制度は、たとえ、定期的な外部監査が行われとしても、源泉地国の税務当局による確認も困難であることから、濫用防止規定を実効あらしめる方策とは考えられない⁵¹⁾。また、わが国の源泉徴収義務者に現行制度以上の負担を課すことができるかどうかについても慎重に検討する必要がある。

(2) 居住者証明制度の有効性の検証

居住者証明制度が導入されて日が浅いこともあり、当面は、現行制度の有効性を注視して行かざるを得ないが、有効性の検証手段と

しては、次に述べる情報交換制度を利用して、無作為に抽出した届出書について、居住地国当局にその確認を求めることが考えられる。

(3) 特典条項のない条約に対する居住者証明の適用

投資所得について源泉地国免税としていない条約については、現在居住者証明の添付を求めている。条約濫用の危険性が源泉地国免税型の条約に比較して低いことや条約相手国全てに拡大することはコスト面の負担を大きくすることから現実的でないが、有害な税制を有する国など、課税上問題のある国については、居住者証明の必要な所得を特定した上で、条約に関する届出書に居住者証明の添付を義務付けることも、少なくとも、濫用的行為に対する牽制効果等が期待できることから、今後検討すべきであろう。

(4) 情報交換制度の利用

条約の濫用防止を実効あらしめるために、今後積極的に情報交換制度を利用することが必要と考えられ、具体策としては、次が考えられる。

A 情報交換条項を遵守しない国への措置

条約濫用の虞れがあると税務当局が判断した条約の特典の申請に対して、

- a 条約相手国の権限ある当局に対して、事実確認などの情報提供を依頼を行い、
 - b 適時に回答が得られない場合は、当該居住者に対する条約の特典の適用を認めない、
 - c 類似の事案でも相手国の協力がいない場合、当該国の居住者に対して特典を適用しない。
- または、少なくとも、国内法の税率による先取り源泉徴収を行う。

これは居住者証明を求めている場合でも、さらに確認すべき必要があれば、情報交換を

48) エドワード・デネヒー他「米国源泉徴収税規則における QI20年の歴史」International Taxation Vol. 20 No. 11・9 頁，同 No. 12・28 頁。Revenue Procedure2000-12。

49) 適格仲介者は源泉徴収の義務を負わないことも選択できるが、その場合、顧客である投資家のステイタスを示す詳細な情報を米国の源泉徴収義務者に提出する必要が生じる。前掲注48。

50) 米国は、条約の特典の適用を求める条約相手国の居住者に居住者証明書の提出を求めている。

51) もっとも、外国投資家、源泉徴収義務者、税務当局のコストの観点からは評価できる制度である。

利用すべきであろう。上述したように居住者証明の有効性の検証手段としても有用であろう。現在の条約相手国で、相互主義に基づいた情報交換が適切に行われている国がどのくらいあるか不明であるが、条約の特典適用に係る情報交換について条約相手国の権限ある当局の協力がなければ条約の特典を適用しないとする⁵²⁾ことで、条約の濫用防止と情報交換の改善を同時に図ることができる。新日英条約の同等受益者条項も、第三国居住者に対する条約の特典適用の条件の一つとして、実効的な情報交換の規定のある租税条約を当該第三国居住者の居住地国が締結していることを要求している。

B 多様な事業体に対する条約の適正な適用の確保

新日米条約では、Limited Liability Company（以下「LLC」という。）のように法人格がありながら、米国税法上、その事業体の選択により、法人としての課税ではなく、構成員に対する課税が行われている場合の条約の適用に関し、LLCが得た日本源泉所得について、その構成員が米国の適格居住者である部分について条約の特典を適用することになっている。かかるLLCが日本の源泉徴収義務者に提出する条約に関する届出書には、適格居住者である構成員に関する記載欄もある。問題は、その構成員がさらにLLCであるというように何層にも所有関係が連鎖する場合、現行の制度でどの程度真実の受益者を確認できるか疑問であり、その確認には、米国の権限ある当局の協力が不可欠である。米国の税務当局には、構成員課税を選択した場合にも当該事業体から情報が申告されている⁵³⁾。

VI-3. 特典制限条項

VI-3-1. 日米型がベストか

新日米条約のような包括的な特典制限条項が条約の濫用防止にどの程度有効か、また、納税者、源泉徴収義務者及び税務当局の負担するコストの程度については、現時点では、検証するには時期尚早であろう。ただ、米国以外の国が締結している、投資所得の源泉地国免税の内容を持つ二国間条約では、包括的な特典制限条項が必ずしも規定されていない。しかし、条約の濫用防止の観点から不十分とは一概にはいえないであろう。

VI-3-2. 特定所得に対する特典制限条項

たとえば、包括的な特典制限条項ではなく、源泉地国免税となっている特定の投資所得に限定して、より客観的で簡単な基準により居住者の範囲を厳格化することはどうか。各所得の特性に応じた居住者基準となり、むしろ、濫用防止の効果を高めることも考えられる。

また、通常の経済取引を前提に、投資所得の源泉地国免税の特典の適用対象を考えれば、真正条項の相当部分を削除しても、大きな問題は生じないとも考えられる。より客観的で簡単な居住者基準は、源泉徴収義務者の負担軽減、さらには当局の負担軽減にも資することも期待できるであろう。

VI-3-3. 目的型濫用防止規定

V-2-3で取り上げた新日英条約の目的型濫用防止規定の実用性がどれくらいあるかの検討は、今後の条約交渉担当者による解説や実際の運用を待たざるを得ないが、包括的な特典制限条項の規定する適格居住者の要件を満足しても、条約の特典を受けることが当該取引の主たる目的の全部又は一部であれば、条約の特典は付与されない⁵⁴⁾ことから、濫用を阻止する上で効果的な規定と評価できる。もっとも、租税条

52) 国内法の改正や相手国とのなんらかの合意が必要かどうかを検討する必要がある。

53) IRC § 6031。

54) OECDのコメンタリーも特定の取引を行う主たる目的がより有利な税務上の取扱いの適用を受けるためであれば、条約の特典を付与すべきでないと指摘している。前掲注4・パラグラフ9.5。

約の目的が、二重課税の回避とともに脱税の防止にある以上、条約の濫用に対して条約の特典を付与しないのは、条約の趣旨及び目的に照らして誠実に解釈することを規定する条約法に関するウィーン条約第31条からも当然であり、日英条約の規定は確認的な規定とも解される⁵⁵⁾。

VI-3-4. 公認の有価証券市場

新日英条約では、日英以外の国にある有価証券市場に上場され、かつ、通常に取引されている法人についても適格居住者として扱う旨規定している。有価証券市場の上場基準も各市場に

よって区々であり、わが国が当該有価証券市場の所在する国との間に租税条約を締結していたとしても、日英条約と同等の内容の特典が認められておらず、また、実効性のある情報交換が行われていない場合には、条約濫用の可能性がある⁵⁶⁾と懸念される。したがって、新日米条約のように、両締約国の有価証券市場に限定するか、均等受益者条項を満たすような国に所在する有価証券市場に限定すべきではないかと考えられる。

Ⅶ. おわりに

本稿では、新日米租税条約によりわが国にとって従来以上に現実の問題として注視せざるを得なくなった条約の濫用防止の問題について検討してきた。ここで興味深いのは、米国は、極めて複雑精緻な濫用防止規定を重要な条約締結方針としていながら、その実際の執行は、適格仲介者という外国の金融機関等に依存していることである。つまり、厳格な制度にどの程度実効性があるか疑問視せざるを得ない。もっとも、米国の場合、財政赤字と貿易赤字という2つの赤字を抱え、海外からの資金流入が米国経済の存立にかかわる状況にあるため、資金流入を阻害するような手続、ルールは成立し得ないとも考えられる。また、財務省証券の利子等一定のポートフォリオ利子については、条約締結の有

無に関係なく免税としている⁵⁶⁾。

一方、わが国が取るべき方策を考えた場合、海外から直接投資や資金流入を推進すべき時期が到来している⁵⁷⁾。投資所得に対する源泉地国の課税権を免除する租税条約はわが国への投資促進に有用であり、かかる特典の適用手続の負担により阻害しないことが重要である。しかし、新日米条約のような投資所得の源泉地国課税を免税ないし大幅に制限した条約を今後拡大するとした場合、国内法上の源泉徴収税率との差が大きい⁵⁸⁾こともあり、租税条約を利用した課税逃れ商品がこれまで以上に増加することも予想され、執行面も含めて、現在より実効性のある条約の濫用防止策を考えていく必要があろう。

参 考 文 献

浅川雅嗣「日米租税条約の署名について」ファイナンス2004年1月号。

浅川雅嗣『コンメンタール改訂日米租税条約』（大蔵財務協会、2005年）。

55) 前掲注4・パラグラフ9.4。

56) IRC § 871(h)。

57) 対外経済政策要綱（平成6年3月29日閣議決定）

58) わが国居住者にとっても、条約の特典の適用を受けるために条約相手国の居住者になる誘因が生じる。

- 川端康之『OECD モデル租税条約（2003年版）』（日本租税研究協会，2003年）.
- 金子宏『租税法（第十版）』（弘文堂，2005年）.
- 品川克己『完全詳解新日米条約の実務』（税務研究会，2004年）.
- 谷口勢津雄「租税条約の濫用」『国際租税法の研究』（法研出版，1990年）.
- 中里実『国際取引と課税』（有斐閣，1994年）.
- 中里実『タックスシェルター』（有斐閣，2002年）.
- 平野嘉秋「米国内国歳入法上の企業分類における新規則チェック・ザ・ボックス規則（上）」
International Taxation Vol.17 No.11.
- 本庄資『租税条約』（税務経理協会，2000年）.
- 本庄資『新日米租税条約の解釈研究』（税務経理協会，2005年）.
- 水野忠恒『国際課税の理論と課題（二訂版）』（税務経理協会，2005年）.
- 矢内一好『詳解日米租税条約』（中央経済社，2004年）.
- 渡辺裕泰『国際取引の課税問題』（日本租税研究協会，2003年）.
- エドワード・デネヒー他「米国源泉徴収税規則における QI20年の歴史」International Taxation Vol.17 No.11,12.
- Charles H. Gustafson 他「Taxation of International Transactions（Third Edition）」（Thomson West，2006年）.
- OECD「The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnerships」1999年.
- OECD「Double Taxation Convention and the use of Base Companies」1986年.
- OECD「Double Taxation Convention and the use of Conduit Companies」1986年.
- OECD「International Tax Avoidance and Evasion」1986年.
- Joseph Isenbergh「International Taxation（Second Edition）」（Foundation Press,2005年）.
- Klaus Vogel「Taxation of Cross-border Income, Harmonization, and Tax Neutrality under European Community Law」Kluwer,1994年.
- Lee A.Sheppard「US sponsored double non-taxation」Tax Notes 2006年1月16日号.